

平成29年度まちづくり交付金事業紹介

「白川夏まつり（仮装盆踊り大会）」 白川振興会議



1_仮装して盆踊りを楽しむ参加者 2_子ども向けイベントのスイカ割りに挑戦 3_やぐらの組み立てを手伝う地区民

白川振興会議メンバーにInterview

Q1 まちづくり交付金を活用して「白川夏まつり」を開催したきっかけを教えてください。

A1 昨年度まで、「白川3区友の会」がまちづくり交付金を活用して夏まつり（仮装盆踊り大会）を開催してきました。しかし、会員の高齢化により、会が解散してしまいました。夏まつりは地域住民同士が親睦を深めるために大切な行事なので、このお祭りだけは何とか継続したい、そして、これを機に、白川地区全体の夏祭りとして開催したいと考え、白川振興会議が主体になってまちづくり交付金を活用し、開催することにしました。



幹事（白川公民館長） 山田功さん
白川振興会議会長 高橋義喜さん
事務長（白川公民館） 佐藤寿見夫さん

Q3 来年度の活動について、どのように考えますか？

A3 参加者から、「夏まつりが大変楽しかった」とうれしい手紙が届きました。また、多くの皆さんから同様の声寄せられたので、来年も地区全体の夏まつりとして開催したいと考えています。今回は1年目で開催することで精いっぱいでしたが、今回はこの経験を生かし、さらに楽しいものにしていきたいです。例えば、子どもたちがもっと楽しめるよう、子ども向けのアトラクションを子ども自身に企画実践してもらいたいのではないかと考えています。

Q2 初めて白川振興会議が主催となり開催する「白川夏まつり」に向けて、どのように準備を進めていきましたか？

A2 ノウハウを持っている元白川3区友の会メンバーに中心的な役割を担っていただき、また、白川振興会議の構成メンバーである各種団体にも協力を呼びかけました。地区一丸となって、地区の一大行事ととらえ、皆さんに楽しんでもらえる夏まつりの開催に向けて準備を進めていきました。適切なアドバイスがあり、地区の皆さんのご協力があったからこそ、初めて地区全体の夏まつりとしての開催にもかかわらず、成功裏に終了したと思っています。

Q4 交付金を活用してどのような良い影響があったと思いますか？また、今回の経験を通して、どんな白川にしていきたいと思いますか？

A4 地区の方から、「白川振興会議は何をやっているの？」という声を聞くことができました。この夏まつりの開催を通して、私たちの団体を身近に感じてもらい、何をしているのかを少し理解していただけたと思っています。地区民の皆さんとともに、第五次白石市総合計画の地域計画である白川地区のまちづくり宣言の実現と、夏まつりのような地域が一体となる事業をとおして、活力ある暮らしやすい白川地区を目指して、皆で力を合わせていきたいと思っています。

「市民が主役のまちづくり」を支援します

平成30年度まちづくり交付金

生涯学習課（中央公民館内） ☎22-1343・26-2453
con-edu@city.shiroishi.miyagi.jp

市では、第五次白石市総合計画地域計画で策定した各地区の「まちづくり宣言」を具体化するための資金的支援制度として「白石市まちづくり交付金」事業を行っています。平成29年度は、18の事業が採択され、各地区でさまざまな事業が展開されました。

交付金の対象は、市以外の団体などから補助金などを受けない、各地区のまちづくり宣言の推進が図られる事業で、地域の伝統文化や地域資源を活かした地域活性化のための事業、地域コミュニティの活性化が図られる事業などです。地域の特性を活かした「市民が主役のまち」を実現するためにご活用ください。

地域の伝統文化や地域資源を活かした地域活性化 地域コミュニティの活性化のためにご活用ください！

●対象団体

まちづくり協議会などのほか、市内に活動拠点があり、5人以上で組織するコミュニティ活動に貢献が期待できる団体で、代表者を定め、運営や組織に関する規約または会則を定めている団体。

※政治・宗教活動または営利を目的としないこと

●交付対象経費

講師への謝金・旅費、会場設営費、広告宣伝費、消耗品費、通信運搬費、会議費（食料費を除く）、旅費など
※団体運営にかかわる経費（人件費を含む）、食料費、汎用性のある事務用品やキャビネットなどの備品関係費（パソコン、コピー機、机、イスなど）は対象外です。

●申請は地区ごとに各公民館へ

交付を希望する団体は、申請書や事業計画書、収支予算書などの書類一式（表1）を各提出先（表2）あてに2月9日（金）まで提出してください。

各まちづくり協議会などは、申請のあった事業が各地区の「まちづくり宣言」の推進が図られ、住民参加による地域づくり事業であるかを確認した上で、生涯学習課まで申請書などを提出してください。

●要綱の一部改正について

地区ごとの限度額に残額がある地区に限り、まちづくり交付金の2次募集を行います。申請できる事業は、9月1日以降に実施する事業で、申請期限は7月6日（金）です。詳細は、4月1日以降に生涯学習課もしくは各地区公民館にお問い合わせください。

※提出書類の1～3は指定の様式。交付申請を希望する団体は、電話連絡後、各公民館でお受け取りください。

※9は新規申請団体または会則などが変更になった団体のみ提出してください。

【表1】申請に必要な提出書類一覧

	書類内容
1	申請書（様式第1号）
2	申請する事業の事業計画書（別紙1）
3	申請する事業の収支予算書（別紙2）
4	事業内容・購入物などの説明書類（パンフレットなど、コピー可）
5	事業の見積書（コピー可）
6	写真（4に関連する現地・現状などの写真）
7	周辺住宅地図（事業実施予定場所または備品管理予定場所を明示したもの）
8	物品管理運営規程（交付対象となる備品購入の場合）
9	団体会則・規約など（会員名簿も添付）
10	団体の活動状況説明書（総会資料など）
11	団体全体の最新の収支予算書と決算書
12	その他事業内容の説明補足資料

【表2】提出先

地区	申請場所	電話番号
白石	生涯学習課（中央公民館内） 自治会連合会白石支部事務局代行	22-1343
越河	越河公民館内 越河地域振興会	28-2101
斎川	斎川公民館内 斎川まちづくり協議会	25-2701
大平	大平公民館内 大平公民館運営会議	25-2338
大鷹沢	大鷹沢公民館内 大鷹沢まちづくり振興協議会	25-2711
白川	白川公民館内 白川振興会議	27-2101
福岡	福岡公民館内 福岡地区民の会	25-2249
深谷	深谷公民館内 白石市深谷公民館運営委員会	24-4540
小原	小原公民館内 小原地区振興会	29-2031